道民税利子割の営業所等の設置等の届出書に関する添付書類について

届出書を提出する際は、以下の確認書類（コピー可）を添付いただく必要があります。

新設

1　社債（私募債）を発行した場合

（1）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（2）第一回社債募集の社債発行要項（次の各項目が確認できるもの）

①利率

②利息の支払い方法及び期限

③元利金支払場所（北海道内であることを必ずご確認下さい。）

④払込期日

2　金融機関等が新たに営業所等を新設した場合

（1）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（2）顧客に案内するチラシ等（新設した営業所等の情報が確認できる資料）

3　勤務先預金を取り扱うこととなった場合

（1）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（2）貯蓄金管理に関する協定書

※労働基準監督署又は運輸局の受領印があるもの

（3）貯蓄金（社内預金）管理規定（次の各項目が確認できるもの）

①制度開始日

②利率

③利払方法

④口座管理及び利払場所

※利払事務を本社等で一括の場合→本社等が所在する都道府県へ納入申告

利払事務を事務所ごとで行う場合→事務所が所在する都道府県へ納入申告

※利払事務とは、口座管理及び利息計算を行う事務を指します。なお、計算センターのように計算のみを行う場所と、口座管理を行う場所が分かれている場合は、口座管理を行う場所の所在する都道府県に、申告納入することとなります。

異動

（１）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※登記情報に変更ない場合は不要

（２）顧客に案内するチラシ等（異動となった事実を確認できる資料）

廃止

１　法人が道外に本店を移転した場合

（１）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

２　金融機関の営業所等が統廃合した場合

（１）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（２）顧客に案内するチラシ等（廃止となった事実を確認できる資料）

利子等の種別の変更

（１）追加する利子種類の商品パンフレット等

提出･お問い合わせ先

〒060-0003

札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館２Ｆ

札幌道税事務所税務管理部課税第一課

電話：011-281-7867

※その他合併等があった場合についても届出が必要となりますので、必要書類等については、札幌道税事務所税務管理部課税第一課までお問い合わせください。